

(2) 人権

① 人権施策の充実

～市民一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざします～

推計事業費（3ヵ年合計）：19百万円

◆目標とすべきまちの姿

人権問題が複雑・深刻化するなかで、「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実や、学校・家庭・地域間の緊密な連携により人権教育を推進することで、だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。

特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、子育て・介護などの家庭責任の男女間での分担、労働環境の向上、地域社会での助け合い、支え合いが実現しています。

◆主な取組

1. 人権意識の醸成

- (1) 市民一人ひとりが、人権問題へ関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発の方法等を工夫し、より効果的な啓発活動の推進に努めます。
- (2) 学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら人権教育を推進するため、学習・相談・交流等の機会を設けます。

2. 人権関係機関との連携

関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制の整備・充実を図ります。

3. 人権施策の充実

昨今の人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、「かまくら人権施策推進指針」の必要な改訂を行い、それに基づき、市民、事業者、NPO等とともに、さらに、人権施策の推進を図ります。

4. だれもが参画できる社会の推進

政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野へだれもが参画できる社会をめざします。特に、女性の参画を推進する視点から、審議会等委員における男女比の均衡に努めます。

5. 男女共同参画社会実現のための総合的な施策の実施

条例に基づき、行政、市民、関係機関・団体、事業者等が相互に連携・協力しあい、男女共同参画社会実現のための施策を実施します。

◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

事業名	所管課	事業内容
男女共同参画推進事業	文化人権推進課	男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野に参画できるよう、性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会推進のための事業を行います。
人権啓発事業	文化人権推進課	市民が一人ひとりの基本的人権を尊重し、誰もが差別を受けることなく人として尊重されるまちをめざし、啓発事業等を行います。